

【出願される方へ】

令和6年能登半島地震に係る入学志願者に対する特別措置について

能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

日本大学では、「令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という）」で被害に遭われた本校志望の方が、本校受験の機会を失わないよう、下記のとおり措置を講じることにいたしました。

つきましては、該当する方で、入学検定料特別措置の申請を希望する方は、下記の要領に従って手続きしてください。

1 対象者

本人又は学費支弁者が能登半島地震に係る災害救助法適用地域に居住し、学費支弁者が死亡又は学費支弁者の居住する家屋が半壊以上の被害認定があった令和6年度入学志願者

2 対象となる入学者選抜

学部等が実施する令和6年度入学者選抜のうち、令和6年1月1日以降に実施する試験（以下「各入学者選抜」という）

3 特別措置の内容

- ① 入学検定料の全額免除
- ② 令和6年度入学金・授業料等の免除

※②については、「令和6年能登半島地震被災地の入学予定者に対する特別措置について」に詳細を掲載しますので、そちらで御確認ください。

4 申請方法

出願書類に、以下の書類を同封して出願してください。なお、入学検定料を納入する必要はありません。

① 特別措置申請書（能登半島地震）

*本申請書については、入学手続時の入学金・授業料等免除の際にも利用します。

② 被災を証明できる書類（写し可）

■「1 対象者」のうち、学費支弁者の死亡の場合
り災証明書（被災証明書）

被災により学費支弁者が死亡したことのわかる書類

■「1 対象者」のうち、学費支弁者の居住する家屋が半壊以上の被害認定があった場合

り災証明書

- ※ 対象者の方で、既に入学検定料を支払った場合は、入学検定料返還請求願（令和6年能登半島地震）を、上記書類と併せて御提出ください。
- ※ り災証明書の発行が出願までに間に合わない場合は、事前にその旨を「5 お問い合わせ及び申請先」の問い合わせ先まで御連絡ください。

5 お問い合わせ及び申請先

日本大学櫻丘高等学校事務課

電話番号 03—5317—9300